

除却工事による通学時に使用する校門の変更及び通学路について

1. 期間 8月6日(月)～11月30日(金)の期間において登下校時の使用門を正門及び東門とする。
2. 通学路 正門及び東門での出入りに関しては、徒歩及び自転車通学者に以下のように指導を徹底する。
 - ①宿河原駅利用の徒歩通学者：宿河原駅より多摩高校交差点まで従来の通学路を指示し、正門、東門までのルートは以下に示された公道を使用する。下図で×で示された道路を使用してはならない。
 - ②自転車利用の生徒及び宿河原駅を利用しない徒歩通学者：多摩高校交差点より正門、東門までのルートは以下に示された公道を使用する。下図で示された×の道路を使用してはならない。自転車通学者は東門を利用する。(正門から入ることはできません)
 - ③例外的な対応：近隣に住む生徒は住所・ルートによっては通行禁止場所の通行を許可する等、例外的な対応をする。

